

令和4年台風第14号による災害に伴う 「JASSO 災害支援金」申請要項

1. 目的

自然災害等により居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、日本学生支援機構がJASSO 災害支援金の支給を行います。

2. 申請資格 次の全てに該当する人。

- 令和4年台風第14号による災害に伴い、居住する住宅(当該学生又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している住宅をいう。以下、同じ。)に、半壊以上の被害(全壊・半壊・全焼・半焼・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水)を受けた学生、又は自然災害等による危険な状況が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続(以下「長期避難」という。)した学生。
- 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学長が認める学生。

※ 科目等履修生、研究生、聴講生等は除きます。

※ 成績不振により留年中(成績自体に問題ないが、学籍異動(休学・留学等)のため同一学年を引き続き再履修している人を除く。)に発生した災害および申請は対象外です。

※ 休学中に発生した災害は対象外です。

※ 入学前に発生した災害および申請は対象外です。

※ 同一の災害につき、申請は1回とします。

※ 同機構の奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請することができます。

3. 支給額

10万円 ※ 返還不要

4. 申請書類提出期間及び提出先

申請書類提出期間		提出先/受付時間
第1回	9月26日(月)～10月14日(金)	学生支援部学生生活課 経済支援担当 (黒髪キャンパス全学教育棟1階⑥窓口) 8:30～18:15 (土日・祝日は除く) 〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40-1
第2回	10月17日(月)～11月18日(金)	
第3回	11月21日(月)～12月16日(金)	
第4回	12月19日(月)～令和5年1月20日(金)	
第5回	1月23日(月)～2月17日(金)	
第6回	2月20日(月)～3月17日(金)	

